

カメラ映像を用いた自動計測による交通量調査（R7 道路交通センサス関連）提案書作成要領

広島県が実施する「カメラ映像を用いた自動計測による交通量調査（R7 道路交通センサス関連）」（以下、本業務という。）に関し、プロポーザル参加者が提案書を作成するために必要な事項は次のとおりとする。
なお、本業務の趣旨に沿って提案すること。

1 提出書類

- (1) 提案書 表紙（別記様式、正本1部）
- (2) 提案書（別記様式1～6、正本1部、副本8部）
- (3) 見積書（任意様式、正本1部）

2 作成要領

(1) 一般事項

- 1) 用紙は、A4判で統一すること。
- 2) 提案書について使用する文字サイズは原則10pt以上とする。
- 3) ページ番号は表紙からの通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- 4) 提案書は表紙（別記様式）、提案書（別記様式1～6）で構成し、クリップ止め又はファイル1冊に収めること。
提案書の枚数は、評価項目ごとに原則1ページ（最大2ページ）とする。
イメージ等を示す画像・写真のみ記載したものもページ数に含む。なお、記載は簡潔明瞭であることが望ましく、単に文量が多いことは評価しない。
- 5) 記載の有無を問わず、提案書の全ての様式を提出すること。提案書の様式の不足がある場合、不足した項目の評価を実施しない。
- 6) 提案書は、1者につき1つとする。提案書の再提出は、提案書提出期限内に限り認める。なお、部分的な差し換えは認めない。
- 7) いずれの提案についても実現可能な提案であること。
- 8) 提案書の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

(2) 提案書（別記様式、別記様式1～6）

- 1) 正本1部は、表紙に社名、住所、連絡先を記入し押印の上、散逸しないように編綴すること。
- 2) 提案書の副本8部（表紙は不要）は、審査の公正を期すため、社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示をしないこと。会社名を記載する場合は、「当社」又は「弊社」と記載すること。
- 3) 提案書の副本8部（表紙は不要）には、左肩に参加資格確認結果通知の際にあわせて通知する提案者記号（アルファベット）を記入すること。
- 4) 提案書の作成に当たっては、仕様書及びカメラを活用した道路管理の高度化業務提案書評価基準を参照の上、評価基準に係る「評価項目」及び「評価の基準」に沿って記載すること。

(3) 見積書（任意様式）

- 1) 見積書の作成に当たっては、総額及び業務項目ごとの内訳も明らかにして記載すること。
- 2) 金額は消費税及び地方消費税を含めた金額とすること。